

私の考えるアニマルウェルフェア～2017年日本ペットサミット年次大会

2017年10月22日、東京大学農学部弥生講堂一条ホールにて日本ペットサミットの年次大会が開催されました。どうぶつ達と共に暮らす幸せな社会をつくることを目指して活動をしている日本ペットサミットの、今回の年次大会のテーマは“アニマルウェルフェア”でした。

開催にあたり、日本ペットサミット会長で東京大学獣医外科学研究室教授の西村亮平先生からの挨拶がありました。

「今日はアニマルウェルフェアという言葉を使い、アニマルウェルフェアについてどう考えるかディスカッションをしていきたいと思います。世の中の人々の意見が完全に同じになることはないでしょうが、なんとなく反目し合うのではなく、それぞれの考えを出し合って、このあたりの社会を目指していけるといいね、というような話をしていければと思っています。」

プログラムは、環境省動物愛護管理室室長の則久雅司さんの基調講演、続いての各論では一般財団法人クリステル・ヴィ・アンサンブルの堀江雄太さん、特定非営利活動法人市民ZOOネットワークの落合知美さん、帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科教授の佐藤衆介先生、公益財団法人日本盲導犬協会理事の吉川明さんより、それぞれが専門とされる分野から考えるアニマルウェルフェアについてのお話がありました。そして最後には全員が登壇してのパネルディスカッションが行われました。

基調講演『則久雅司氏：アニマルウェルフェアとは何か？』



最初に、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長の則久雅司さんによる基調講演が行われました。

「今日の講演では“アニマルウェルフェア”と“動物愛護”を、西洋と日本の動物への態度の違いと位置づけについて比較しながら考察を行っていきたいと思います。なお、お話する内容については、まさに私自身が考えるアニマルウェルフェアであり、環境省の見解ではありません。あくまでも個人的な見解、仮説になります。」

則久さんが現在の動物愛護管理室長に就いたのは平成27年7月のことです。環境庁に入庁してからはずっと自

然保護に関する勤務が続けられていました。前半は主に国立公園を、後半は野生動物と世界自然遺産を対象とされていたそうです。

「動物愛護管理室での主な仕事としましては、前回の動物愛護管理法改正の附則の対応。平成 25 年からは犬猫の殺処分を減らしていくために、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトを行っています。飼養施設などの各種基準の見直しや特定動物の指定の見直しも必要ですが、人手不足で手がけられていません。また平成 28 年度は熊本地震がありましたが、震災対応の経験を活かして災害時のペット対策のガイドラインの改訂なども進めています。動物園での高病原性鳥インフルエンザ対策についても昨シーズンの発生を受けて指針の見直しを行っています。行政としては、どんな業務よりも、こうした危機管理対応関係は重要かつ優先度の高い仕事になります。」

最近、動物愛護管理法の改正が近づいてきていることもあり、各方面からの問い合わせも増えているそうです。

「問い合わせへの対応が、日々の業務の 3 割、多いときには 5、6 割を占めています。動物愛護管理室は職員 7 名非常勤職員 4 名の 11 名体制でやっていますので、こうした対応に時間を取られると他にやりたいことがあってもなかなか手が回らない、というような状況です。」

動物愛護に相当する英語の概念はない？

動物愛護管理法は正式に、“動物の愛護及び管理に関する法律”といます。英語では “Act on welfare and management animals” と訳されています。

「法律に記載されている、“動物を愛護する気風を招来”は “engender a spirit for animal welfares” と、“動物愛護週間”は “A Be kind to Animal week” とされており、同じ愛護でも違う英語が使われています。昔の環境省のパンフレットでは“動物の愛護と管理”を “Humane Treatment and Management of Animals” と、人道的な取り扱いというような意味合いにしていました。そして “動物愛護管理室”は “Office of Animal Companionship” と訳していて、動物を仲間として扱うようなイメージだったのですが、現在は “Animal Welfare and Management Office” に統一しています。」

ただし、日本の “動物愛護” に相当する英語の概念は存在しないとする専門家もいるそうです。

「動物愛護と Animal Welfare は異なる概念だと思います。ですので、現在の動物愛護管理室の英訳は、“名は体を表す” ことになっていないと言えるかと思います。」

動物愛護管理法の歴史

「白村江の戦いに敗れた日本が、唐から侵略されないよう近代国家をつくろうと律令の整備を始めました。国家統治に法律を用いたのですが、この時代から動物保護の施策はありました。最初は天武天皇の時代、675 年に殺生禁断の詔勅が出ています。ただし、これは労働力である牛馬の保護の観点からのもの。676 年に囚われの動物を放つことを求める放生の詔勅がつけられます。飼えなくなったら野に放つというのはこの頃にルーツがあ

るのかもしれませんが。また、仏教の世界では“草木国土悉皆成仏（そうもくこくどしつかいじょうぶつ）”という思想があります。これは動物以外の草木もみな成仏するというもので、神道の八百万の神にもつながるものです。八百万の神は、あらゆるものに命が宿ると考えるアニミズム的な日本の自然観の現れだと思いますが、輸入された仏教もこうした在来の自然観を取り入れたということなのだと思います。」

安土桃山時代、日本にやってきたポルトガルのイエズスの日葡辞書（1603年）の中には、“里犬”という言葉が出てくるそうです。

「里犬とは村里に養われている犬と定義されています。明治時代に入るまで、日本の犬は無主の犬、つまり、飼い主がいない犬がほとんどで、特定の誰かが飼っているわけではないものの、集落の中で人と犬が共存しているという社会だったそうです。なお、“里犬”がいるので当然、“山犬”もいたわけですが、これはオオカミ、あるいは、完全に野生化した犬たちで人間にとっても危険でした。」

江戸時代になると、徳川綱吉により生類憐みの令が制定されます。

「アニミズム的な概念の上に、生類憐れみの令が20年以上続いたことで、日本はあらゆる命を大切にするという社会になってきたそうです。そのためか、幕末から明治にかけて来日した欧米人が、日本人が動物虐待をしないことに驚いたというようなことが書かれた記録がたくさん残っています。」

その頃の欧米では動物虐待が社会的な問題になっていました。

「たとえばブルドッグは、牛の足に咬みつかせ、いかに長い時間咬みついたままでいられるかを競うためにつくられた犬種です。市街地の広場で、ロバの足をそれぞれ別のロープにつなぎ、馬で四方に引っ張って生きたまま体を引き裂くというようなことをし、それを市民がみて拍手喝采するというような状況もあったそうです。欧米では本当にひどい動物虐待が横行していたがために、早くから動物虐待防止の法律が必要だったのです。なので、当時の日本人が動物に優しいのを見て欧米人は本当に驚いていたようです。」

その後、明治維新が起こり、欧米的価値観や自然科学、近代法が日本に入ってくることとなります。

「人と人以外に二分するという西洋で発達した近代法の考え方が取り入れられるようになりました。人間のみが権利の主体になれて、他は人間の権利の客体だという考え方です。また、犬には飼い主が必要だというような欧米の価値観も入ってきました。明治の初期に狂犬病が流行ったこともあり、飼い主のいない犬や里犬は捕獲してすべて殺処分するという、東京府の畜犬規制が明治6年（1873年）にだされ、全国に広がっていきました。」

明治13年には、刑法に牛馬殺害罪が設けられましたが、これは他人の財産としての家畜の保護の観点からでした。

「今日的な意味での動物虐待を罪に問うという観点では、明治41年の警察犯処罰令が最初となります。公衆の

目に触れる場所で牛馬その他の動物の虐待を禁じたものです。その動物が誰の財産かは関係なくなります。動物虐待は社会の良俗を乱すという観点での禁止です。この考え方は戦後の軽犯罪法（昭和 23 年）に引き継がれていきます。」

昭和 43 年（1968 年）には昭和天皇の訪英を前に、イギリスの新聞紙が“日本は動物虐待国”と大きく報道し、保健所による犬の捕獲・処分を強く批判します。

「その頃イギリスに暮らしていた日本人はとても肩身が狭かったと聞きます。このような海外からの圧力に対応するような形で、昭和 48 年（1973 年）に動物保護管理法が制定されることになりました。」

動物保護管理法はその後 3 回改正が行われています。

「1999 年（平成 11 年）に行われた最初の改正では、動物保護管理法から動物愛護管理法へと名称が変わり、基本原則に“動物は命あるもの”という表現が入ってきました。それまでは、“動管法”と呼ばれ、動物を管理することが強く意識されていましたが、このころから、“動愛法”と呼ばれるようになり、動物を愛護することが意識されるようになりました。あわせて動物取扱業への規制が始まります。もともと動物の愛護と管理の理念法だったものが、法改正を重ねて、どんどんと動物取扱業に対する規制法になってきた。特に、前回 3 回目の法改正では、犬猫販売業に対する規制法としての性格が強くなってきました。」

3 回の改正により、制定当初 13 条だった法律の条文数は 65 条にまで増えています。

「法改正という、一般に条文を足していくことを目指されるのですが、条文が増えても公務員数も予算も簡単には増やせないのでもそれに対応しきれず、できないことも増えていってしまいます。運用する行政のリソースは限られていますので、そこも加味して法改正を考えていただきたいと機会のある都度に申し上げます。」

動物愛護管理法の特徴、しくみ

動物愛護管理法は動物の愛護と動物の管理を通じて、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的としています。

「第 1 条に書かれているように、“動物の愛護”は動物の健康および安全の保持などに関する事項を定めて、国民の間に動物を愛護する気風を招来することを目的としています。一方、“動物の管理”は、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することを目的としています。この 2 つの法目的のうち、行政的には“動物の管理”については分かりやすいのですが、動物を愛護する気風を招来するという“動物の愛護”の目的はなんであるのか、という点については、いろいろな議論が出てきます。」

第 1 条の目的に続き、第 2 条には基本原則が書かれています。

「第 1 項には、命あるものである動物をみだりに殺傷したり苦しめることのないよう、人と動物が共生していけ

るようにとありますが、これは動物を命だと捉えるまさに動物愛護の観点です。そして前回の改正で、適切な給餌及び給水、健康の管理、種類、習性等に応じた環境の確保を行う、という第2項が追加され、アニマルウェルフェアの5つの自由の考え方が入ってくることになりました。アニマルウェルフェアを動物福祉と訳するのが適切であるかどうかは議論があると思いますが、今回の話の中ではアニマルウェルフェアと動物福祉を区別せずに使っていきます。」

動物愛護管理法の基本原則には“動物は命あるもの”と書かれていますが、西洋において、“動物は意識、感受性のあるもの (Sentient beings)”として捉えられています。

「つまり、動物愛護的な考え方と動物福祉的な考え方の両方が、法律の基本原則に書かれている状態にあると言えます。」

動物愛護管理法では、目的により動物を、家庭動物（ペット）、展示動物（動物園の動物等）、実験動物、産業動物の4種類に分けて、取扱いを変えています。この4種類について、終生飼養という観点から分けると、終生飼養が前提となる家庭動物と展示動物、途中で命を奪うことが前提の実験動物と産業動物に分かれます。法律の基本原則など理念的な事項は、すべての動物に適用されますが、動物取扱業に対する規制などを定めている規制法的な部分については、終生飼養されることになる家庭動物や展示動物に対するものに限られ、非終生飼養動物に適用される条文はほとんどなくなります。

「日本の動物愛護管理法は実質的にペットを中心に作られているというのがひとつの大きな特徴です。一方で、海外の動物福祉法等では産業動物や実験動物がメインとなっています。」

動物愛護管理法の第7条には、動物の所有者等の責務について書かれています。

「第7条には、“所有者または占有者は…努めなければならない”という努力義務が定められています。きちんと飼いましょう、迷惑をかけないようにしましょう、感染症の予防をしましょう、逃がさないようにしましょう、終生飼養しましょう、繁殖制限をしましょうといった事柄です。非終生飼養動物である産業動物や実験動物に関しては、“飼養の目的を達する範囲内で”終生飼養しましょうと書かれています。」

第7条の所有者には、一般の飼い主からペットショップ、ブリーダー、家畜や実験動物の飼育者に至るまですべて含まれるのですが、これは理念法としての努力義務になります。違反しても罰則はありません。一方、規制法としてはどのようなになっているのでしょうか。

「動物取扱業には第1種と、非営利の第2種があります。第1種については、登録をしてください、基準を遵守してください、責任者を置いてください、販売する場合は対面販売をしてください、といった義務があり、さらに犬や猫を取り扱う場合にはさらに細かな規制が設けられています。違反すると罰則がある他、営業もできなくなります。」

平成 29 年 4 月現在の数字では、都道府県等への第 1 種の動物取扱業者の登録数は約 43,000、うち犬猫の販売業が約 16,000、そのうちブリーダーが 12,500 ほどになっています。

「国民 1 万人にひとりが犬猫のブリーダー業をしているという現状と言えます。犬猫販売業者に対する規制の中には前回の改正で加えられた、幼齢規制があります。一定の期間を経過する前の子犬や子猫を親から引き離して展示、販売等してはいけないという規制です。法律の本則ではいわゆる 8 週間、56 日を超えないと販売してはいけないとなっているのですが、科学的根拠があったのは 7 週間だったので、いまは附則に基づき 49 日になっています。これは別の法律で定める日までのことで、その日を定めるのに、日本の流通実態を踏まえた調査を行い、その上で検討すべきことがいろいろあります。8 週齢規制の議論ではよく、親から早く引き離すとよくないと言われていますが、実際に求められているのは、犬や猫と人間が密接な社会的関係を築くことで、社会化ができていくかどうかは動物同士だけでなく人間に対しても必要です。」

子犬の社会化期は週齢によって段階があります。だいたい 3 週から 8 週くらいまでの間が一番感受性がよく、誰にでも懐きやすいなど社会化の適期とされているそうです。

「生後 8 週間ずっと犬だけで過ごしてしまうと、逆に人に懐きにくくなってしまいますので、この間にいかに手厚く人間がふれあうかが大事になってきます。現在は、親等から引き離す理想的な時期について、8 週と 7 週の違いの細かな部分を、科学的な調査によって調べているところですが、いずれにしても動物の人間との社会化という概念が法規制の内容に入ってきたのはとても良いことだったと思います。」

幼齢規制のほかには多頭飼育の問題についても、前回の法改正で取り入れられました。

「適切ではない多数の動物の飼育保管に関して自治体が勧告・命令が出せるようになりました。1 頭でも虐待にあっている場合や近隣に迷惑をかけている場合もあるのですが、自治体が勧告命令を出せるのは多数の動物を飼育している場合に限られています。過去の議論では、1 頭や 2 頭の動物が近隣に迷惑をかけているのは、各家庭間のマナーやモラルの問題であるため、そこに行政が権力をもって介入すべきではないといった議論があったようです。」

各自治体では、現在の一番の問題は多頭飼育崩壊だと言っているそうです。

「海外では、不適切な多頭飼育をする飼い主には精神疾患を抱える人が多いとも言われています。ですので、One Welfare という考え方があり、動物福祉の向上をはかるためには、先に飼い主である人間の福祉の向上が必要ではないかということになってきています。動物愛護センターの職員の方々からは、飼い主に対して人間の福祉面からのケアができるスタッフと一緒に行かないと、多頭飼育崩壊の現場ではうまく対応していくことができないとよく聞きます。」

動物実験には、代替法の活用 (replacement)、使用数の減少 (reduction)、苦痛の軽減 (refinement) という 3 R の原則があります。

「動物愛護管理法は動物を適正に飼いましょうという法律なので、法律で義務としているのは3Rのなかでも動物の飼養管理に関する苦痛の軽減だけになります。残りの2つは、実験動物の飼養方法ではなく、動物実験の方法に関する事なので、関係省庁が定めた基本指針に基づく対応がなされており、動物愛護管理法では配慮事項に留まっています。」

動物虐待については、従来は暴力行為などの積極的な虐待がイメージされがちでしたが、前回改正により、現在はネグレクト、いわゆる飼育放棄についても虐待だと明示されるようになったそうです。

「そもそも動物の虐待をなぜ法律で規制しなくてはいけないのか、ということを考えないといけません。青木人志先生の著作『日本の動物法』の中には、人間の決まりである法律に定められた犯罪の保護法益は、当該犯罪がどのような社会の利益を保護し得るのかという観点から、あくまでも人間と関係づけて定められるべきもの、と書かれています。つまり、保護法益は動物そのものの保護ではなく、動物を愛護する気風という良俗の保護であり、それを守るために動物虐待が禁止されています。動物の虐待が行われることで、社会の良い雰囲気を乱すのはよくない、ということで禁止されているのです。」

動物の虐待や遺棄に対する罰則は、法改正ごとに強化されてきています。

「昭和48年に法律が制定されたときには罰金3万円以内だったのが、いまでは、みだりに殺傷を行うと懲役2年以下または罰金200万円以内、虐待や遺棄は罰金100万円以内となっています。これは劇的な罰則強化の歴史だと言えます。とはいえ、最近、心を痛めるような虐待がよく報道されているものの、最高刑罰が適用されることはなかなかありません。」

それはどうしてなのか、『注釈特別刑法第五卷経済法編Ⅱ（1986年、立花書房）』にある一節が紹介されました。

本条の保護法益は、動物愛護の良俗の維持・発展という社会的法益であるから、本条の虐待、遺棄の解釈や正当事由の判断にあたっては、動物愛護の精神とそれを涵養すべき良俗の観点に立ちつつ、一般社会人の健全な常識を十分に参酌すべきである。このように動物愛護の社会風俗を法益として考えれば、必然的に社会一般人の動物に対する考え方、動物愛護の精神の普及度、更には動物と人間社会とのかかわりに関する社会的・歴史的・習俗的な背景に着眼せざるを得ない。

この点で、社会の現実を離れて過度に動物愛護の精神を強調することは、社会道徳上は必要であっても、罰金、科料とはいえ刑罰という本質的に重大な法的制裁を伴うスティグマの運用にあたっては、謹むべきである。刑罰の強化及び適用範囲の拡大によって動物愛護の精神を飛躍的に向上させようとするのは、むしろ控えるべきであろう。理論上いくら正しいからといって、過度に法的に強制することは、刑法の謙抑性に反する。刑罰により担保すべき部分は、事柄の性質上必然的に限定せざるを得ない。この意味で、虐待、遺棄の解釈についても、基本的にかなり高度または強度のものに限定して考えるべきである。要するに、動物が可哀相というセンチメントだけから、人を処罰する訳にはいかないのである。

「動物を愛護するというのは道徳や倫理の話であり、それに反することをもって人を罰するのはいかなものか、ということのようです。実際には度重なる罰則強化が行われてきているので、今はもう考え方は変わっているのかもしれませんが、司法の世界の方々の根底にはこの感覚が引き継がれているような感じがしています。」

殺処分ゼロを考える

犬猫を引き取り殺処分する数を減らしていこうとする動きが、自治体により進められています。

「昭和49年には約125万頭の犬猫を引き取り、122万頭殺処分していましたが、今は11万頭を引き取り5.6万頭の殺処分にまで減っています。これだけ殺処分数を減らしてきた国は、世界を見ても例がないと思います。殺処分数の減少ということ言えば、我が国は、非常に大きな成果をあげてきました。にもかかわらず、殺処分に対する批判は反比例して非常に強まってきています。」

それも踏まえて環境省では、“人と動物が幸せに共す社会の実現プロジェクト”を平成25年より開始することになりました。

「その結果、殺処分ゼロという言葉に注目が集まりました。成果も上がってはいるのですが、それに伴っている課題や弊害が出てきているとの指摘があります。」

殺処分の流れを改めて見ると、どの部分への対応が必要かを改めて考える必要が出てきます。

「所有者から自治体に持ち込むケース、迷子や捨て犬や野良犬など、拾得者等から引き取るケースがあります。自治体が飼い主への返還、新たな飼い主への譲渡を頑張っている状況なのですが、拾得者等からの引取りがかなりの頭数のため、それについてどのように対応するかをきちんと考えていかななくてはなりません。」

昨年の犬と猫の引取り数のデータでは、いずれも所有者からが15%程度で、残りの85%が所有者不明の犬や猫です。

「85%の中には捨て犬や迷い犬もいると思いますが、犬の場合は成犬(70%)が、猫は子猫(64%)が多数を占めています。猫は軒下などで生まれた野良猫の子猫などで、犬は狂犬病対策で野犬の捕獲を積極的に行っているため成犬が多くなっています。このうち、飼い主不明の子犬(15%)については、限りなく野犬の子犬だろうと推測しています。」

地域別にみると、所有者不明の子犬の引取り数は北関東、中国、四国、九州地方でとりわけ多い状況になっています。

「これらの地域では野犬が繁殖をしているということが言えると思います。南関東では飼い主不明の子犬の引取り数はとても少ないです。都市部に暮らしていると野良犬なんてほとんどいないという感覚を持たれると思うのですが、暖かい地域や北関東にはまだまだ野犬が多く存在して、繁殖を繰り返しているという現状があるという

ことです。」

平成 28 年度に全国の自治体に引き取られ、殺処分された犬は約 1 万頭、猫は約 4.5 万頭でした。環境省の統計では「殺処分」には、①治癒の見込みのない病気があったり攻撃性があるなど譲渡することが適切ではないもの、②は①以外の個体で殺処分したもの、③引取った後に死亡したものの 3 つが含まれています。環境省では、今まで一律だった統計上の「殺処分」の内訳を細分化しようと考えているそうです。

「①も含めて全部を殺さないとするのは、逆に動物虐待にあたる面があるのではないかとイギリスの RSPCA の専門家とも話をしました。イギリスにおいても、RSPCA は②に該当する部分をゼロにすることを目指しています。性格もよく譲渡可能なのに、譲渡先が見つからずに収容力オーバーで殺処分せざるをえない、という部分を無くしていこうというものです。①の殺処分についてはどうしても安楽殺が避けられないし、③もやむを得ない。全てをゼロにはできないというのが現実だと思っています。」

実際に、欧米での殺処分の状況はどのようになっているのでしょうか。果たして日本は、欧米と比べると殺処分数が多いのでしょうか。

「国会図書館のレポートを読んできましたが、そもそも日本と海外とを数字だけを見て単純に比較することは適当ではないというのが感想です。欧米では民間での致死措置が多く、行政による統計がない状況だからです。また、飼えなくなった動物の取扱いも異なります。日本では行政で引取りを行っていますが、欧米では民間団体での引取りが主で、飼い主による動物病院での安楽殺も一般的です。野良犬などは野外で銃により有害駆除されていてそもそも保護対象とされていないという国もあります。」

実際に動物を収容・譲渡する施設の整備や運営も異なります。日本では動物愛護センターなど自治体の施設で、税金により運営されている一方、欧米ではティアハイムなどの主に民間施設が寄付などの民間資金により運営されています。

「保護・譲渡の主な対象動物としては、日本では犬猫が主で、中でも野良犬や野良猫由来のものが多数を占めています。人間との社会化ができておらず、譲渡が難しい個体が多いのが実態です。欧米では人が飼っていた動物が対象ですが、飼い主に終生飼養が義務付けられていないので手放されやすく、手放された動物は民間施設に引き取られますが、社会化ができていますので、新しい飼い主にもらわれていきやすいという状況があります。日本の自治体の施設と欧米のシェルターでは、このように、状況がかなり違うと言えます。」

殺処分の状況のみならず、安楽死に対する獣医師の考え方も日本とイギリスとではかなり異なっています。

「30 年前のデータになりますが、日本とイギリスの獣医さんに質問をした調査結果があります。たとえば“人間以外の動物に魂があると思うか？”という質問に“はい”と答えた割合は、日本で 77%、イギリスで 19%でした。“飼い主の希望があれば健康な動物でも安楽死させるか？”には日本で 32%、イギリスで 74%の人が、はいと回答しました。このデータでは日本で 3 割となっていますが、動物を安楽死させてくれる動物病院は、実際に

はこの数字ほどはないのではないかと思います。」

また、“助かる見込みがほとんどない重症の動物が苦しんでいる場合、飼い主の承諾なしでも安楽死させるか？”という質問に対しては、日本で3%が、イギリスでは88%が、はいと答えています。

「死生観や安楽死に対する意識の違いがかなりあることが示されています。イギリスでは安楽死を肯定的に捉えている部分があると言えるのではないかと思います。RSPCAによれば、イギリスでは、苦しんでいる動物の安楽殺を拒否した獣医師は獣医師免許を取り上げられることがあるそうです。」

日本と西洋の自然観の違い

「長年自然保護の仕事をしてきましたが、その中で“自然との共生”と“生物多様性”という概念がよく出てきました。国際的な自然保護理念としては生物多様性の方になりますが、これは、人間にとって資源価値があるので自然や生物を守りましょうという考え方です。一方、自然との共生は日本の自然観に根ざしていて、あらゆる自然には命が宿っていて共に生きる存在である、だから大切にしていきましょう、一緒に生きていきましょうという考え方だと思います。」

日本の自然観は、自然と人間は共生する存在であり、命がつながり合い、その間には境がないとされるのに対し、西洋の自然観では、自然は人間に与えられた資源で、人が管理し支配するものであり、人と自然は別個の存在だとしています。

「自然観だけでなく、魂と環境の捉え方も異なります。日本の場合は、肉体と魂は別個の存在で、魂はすべてつながり合っている、交感し合うと捉えます。それに対して西洋の場合は、魂は肉体に宿り、個々の肉体毎に独立しますし、人と人以外（物と環境）も明解に分かれていると考えられています。法律上も、人は権利の主体になるのに対して、物や環境は人間の権利の客体となります。なので、動物も権利の客体でしかないので法律上は物扱いになる。ただし、動物に対しては、感受性のある物として、人ではないけれども単なる物でもない、という取扱いがされるようになってきています。」

日本には“草木国土悉皆成仏（そうもくこくどしっかいじょうぶつ）”という思想があることは先に紹介されましたが、このアミニズム的な思想が現在も日本人の間にも広く浸透しています。

『『苦海浄土』という水俣病を告発した石牟礼道子さんの名著があります。ここでは、言葉を話せない水俣病患者の人生を聞き書きのように記している。しかし患者さんは意思表示ができないのです。なぜそれができたのか、日本近代思想史家である渡辺京二氏の解説によれば、著者の石牟礼道子さんは患者さんに乗り移られ、魂を交換し合ったからだとしています。それは石牟礼さんが生まれたときから属している世界、近代以前の自然と意識が統一された世界があり、その世界では生きとし生けるものが照応し交感していた世界であって、そこでは人間は他の生命と入り混じった一つの存在にすぎなかった。と書かれています。」

日本には、八百万の神、一寸の虫にも五分の魂、(命を)いただきますといった、日本人特有の自然観を表すさま

ざまな言葉があります。

「西洋においては、動物は人間が支配管理すべきものです。デカルトの動物機械論、動物には魂はなく一種の機械であるという思想も流行りました。精神や心などの根底には物質があるとする考え方である唯物論や、人と物の二元法は近代法の根幹となっています。ただし近年、ドイツでは動物は物ではない、EU では動物は感受性のあるもの、とする考え方も出てきています。動物は物ではないと、あえて憲法などで謳わなくてはならないというのは、逆に動物は物だとする意識が根強いことの表れかもしれません。一方、日本人は、動物は単なる物ではなく、命だと考えていますから、そういう点からすると、西洋社会の方が決して進んでいるとは言えないと思います。ただ、日本社会は、動物は物だとする西洋の百数十年前の法思想を明治維新で持ち込んで、今日もなお法律のベースに使っているということです。」

また、先進国の環境や自然を管理する部署では日本が断トツで人も予算も少ない状況にあるそうです。

「それはどうしてなのだろうと考えたとき、自然に対する意識の違いが根源にあるためではないかと思ったのです。日本人は、自然は共に生きる仲間と捉えていますから、自然を守ることとは自然に対して何もしないことだと考える。なので、規制だけしておけばよく、少ない予算や人員しか割り当てようとしません。一方、西洋では、自然は神から与えられた資源で、自分たちが管理すべき財産であると考えられているため、自然保護のレンジャーも研究者も多くいますし、十分な予算をかけて万全な管理体制を確保できる状況にあるのだと思うのです。実際、欧米の自然保護部局では、まさに、Nature Resource Management (自然資源管理) を名乗っているところもありました。」

日本と西洋の動物観の違い

近年の研究により、日本と西洋の犬の間には、DNA に違いが見られることがわかってきました。

「ナショナルジオグラフィックに載っていましたが、世界の 85 犬種の DNA を調べたところ、オオカミの DNA に最も近い犬は、柴犬、チャウチャウ、秋田犬などの北東アジアの犬種だったそうです。確かに、日本の犬、特に猟犬に使われた犬たちは古代犬であり、戦前は積極的に品種改良を行うようなことはありませんでした。日本犬保存会の方から、日本犬は品種改良してきていないので、野生の犬だとお聞きしたこともあります。それに対して洋犬は用途別に品種改良で作られてきた犬種です。西洋では、犬は人間の道具として個別の目的を達成するために、数多くの犬種がつくられてきています。」

日本犬には、子犬から飼わないと人に懐かないという特性が見られます。

「麻布大学の菊水健史先生の『日本の犬』を拝見すると、日本犬はオオカミと洋犬の間に位置するものとのことでした。多くの洋犬は人に懐きやすいように品種改良されてきていますし、それが譲渡のされやすさにも繋がっていると言えます。一方、オオカミに近い日本犬だと、幼いうちから飼わないと飼い主に懐きにくい傾向はあります。また、日本では野生に近いままの里犬と共生してきた歴史があるため、犬は咬むのが当たり前と言った風潮が残っているのですが、西洋では、犬は人間が管理すべき道具であり、人に危害を加える犬に対しては厳しく

対処しており、安楽殺に至ることは珍しくありません。」

犬を飼うということについては、日本では散歩と餌やり程度の認識ですが、西洋では他人に迷惑をかけないようにしっかりと管理しなければならないという意識があるとのこと。日本と西洋では犬に対する意識や関わり方にさまざまな違いが存在しているのではないかと則久さんは考えています。

「ペットとしての動物と、飼い主としての人間は、長い年月をかけて“共進化”してきたと考えています。ですから、日本犬が古代犬なのだとすると、日本の飼い主も古代飼い主のままなのではないかと考えます。西洋では犬の品種改良を積極的に行ってきたことから、犬の取扱いに対する感覚もそれに伴い洗練されてきたのだと思います。」

『日本人の動物観 変身譚の歴史（中村禎里著）』という本の中では、日本の昔話と西洋の童話の特徴が比較されています。

「日本の昔話には、人間が動物に変身する話と動物が人間に変身する話の両方があるのですが、動物が人間に変身する話のほうが多いそうです。一方グリム童話では、動物から人間に変身する話は非常に少なく、ほとんどは人間が動物に変身する話になります。この点でも、日本人は人と動物の間に双方向性があるという感覚を持っていることが示されていると言えます。西洋では動物は人間の資源だと思われてきたので、動物が人間になる話は滅多にありません。」

昔話と童話という作り話の上で比較してみても、日本と西洋の動物観は異なっていますが、実際の動物の命についての考え方もかなり違うことが分かります。まず、先にお話にあったように、日本は動物を“命あるもの”とし、西洋では“Sentient beings（意識のあるもの、感受性のあるもの）”として、法律に明記されています。

「動物に対する考え方について日本と西洋の違いをまとめてみますと、日本では、動物は命あるものであり、共に生きる命であること、品種改良は行っておらず、不妊去勢手術の習慣がなかった、生きていることを優先し殺すことを避ける、法律でも終生飼養の義務付けが入り、生かし続けることを求めています。動物を飼いきれなくなったら譲渡をしましょうとし、法律においても終生飼養が前提の家庭動物が対象となっています。そして、死んだら供養をするという文化もあります。

一方、西洋では、動物は、神様が与えた資源のため、道具として使うべく活発に品種改良が行われてきており、不妊去勢手術や淘汰も一般的です。動物には感受性があるので、苦痛を与えないことを優先はするけれども、結局のところは人間の資源であるため、生かすか殺すかを決めるのも飼い主次第です。飼い主には、苦痛を与えない飼い方と殺し方を求めますが、終生飼養の考え方はありません。動物を飼いきれなくなった場合には動物病院での安楽殺が一般的に行われています。動物に苦痛を与えないことを大切にしているため、法制度は産業動物を対象として始まり、続いて実験動物、家庭動物、展示動物とすべてが同じように法の対象とされています。一方、死んだ動物を供養するという文化はほとんどないようです。」

日本の動物への考え方の特徴のひとつに、動物を供養するという習慣があります。

「日本の動物実験施設や研究機関には必ずと言っていいほど慰霊碑のようなものが置かれていますが、これに見られるように、命を奪った動物に対して供養や慰霊を行う習慣があるのは日本の特徴です。いただきます、という食事の際の言葉もまさにそうですよね。命あるものであるけれど、その命を終わらせないと人間が生きていけないというときに、その動物の犠牲に対して感謝をし、犠牲を無駄にしないことを誓うという心情があります。」

西洋の動物への配慮の特徴は、やはり動物福祉になってきます。

「イギリスで誕生した5つの自由は動物の苦痛という部分に着目し、それを科学的に捉えることで苦痛の原因を特定し、それを規制することでアニマルウェルフェアの問題を解決しようとしたものです。動物福祉の基盤は家畜である産業動物から始まり、実験動物、動物園動物、ペットへと対象が広がっていきました。その点を比較すると、日本の動物愛護は命あるものを生かすことが前提なので、命を奪うことが前提の産業動物と実験動物が対象から抜けているように感じます。日本人は命を奪うことが前提となる動物については突然無関心になってしまう傾向があるようにも思います。」

日本人が関心を持ちにくいとされている家畜のアニマルウェルフェアについて、**農林水産省のHP**に次のようにあります。

「国際獣疫事務局（OIE）の勧告の序論では、動物がその生活している環境にうまく対応している態様、と定義されています。また、5つの自由は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で役立つ指針とされている、とあります。これは、安全な畜産物の生産と生産性の向上を目的とするもので、アニマルウェルフェアに沿ってつくられた肉は消費者にとって安心ですよ、ということになるのだと思います。何度も言ってきましたが、そもそもヨーロッパの動物福祉の規制は産業動物から始まり、それは消費者保護の観点があります。日本ではそれを産業動物からではなく、いきなりペットの世界で実践しようとしている印象を受けます。」

動物愛護と動物福祉の基本的な考え方は、これまでのお話にもありましたように、動物愛護での動物は命あるもので、生きていくことに意義を見出しているもの、動物福祉の考え方は、動物は感受性のあるもので、苦痛を与えないことに意義を見出しているものです。

「まさにこの基本的な考え方の違いが動物愛護と動物福祉の違いであり、そこに大きなジレンマが存在していると考えます。たとえば、ずっと一緒に暮らしている老犬が、自分で立てなくなり餌が食べられなくなったとき、一生懸命介護して流動食を与えるような行為は、動物愛護の観点からすれば非常に尊く、動物愛護の真髄でもあるでしょう。しかし、動物福祉の観点からすると、犬が犬らしく生きていけなくなったのに生かし続けるのは、飼い主が自己満足のために犬に苦痛を与え続ける行為だとみなされ、下手すれば動物虐待とも言われかねません。どちらの立場に立つかで、同じ行為でも、肯定も否定もされることとなります。このような状況が我々の社会に内在しているのだと思います。」

もう一点悩ましいのは、西洋の自然観の中で今日の法律も科学も作られてきたことです。それを導入して日本は国を治めています。つまり、動物愛護管理行政も法律と科学に基づいて行う以上、基本的に西洋のスタンスにな

るということです。動物愛護法という名前がついているのに、実際には動物福祉の方に親和性がある。動物愛護という理念と動物愛護管理法という法律の運用の間でもジレンマが生じているわけです。」

動物愛護と動物福祉の間に存在するジレンマを乗り越えるには、寛容さが大事だと則久さんは言います。

「どちらかが絶対に正しいという立場でやっていくと、日本人はすごく悩んでしまうと思うのです。どちらも正しいが、並び立たない。それには自分の考え方を絶対だと思わず、寛容な態度で臨んでいくしかないのです。」

『日本の動物観（石田戡他著）』には、少なくとも欧米との違いがはっきりしている、特に基本的なものについてのみ指摘するとして、以下の点を挙げているそうです。

- 動物と人間との関係になんらかの原理を求めて、そこから動物の取り扱いを導き出そうという思考スタイルを日本人は持たない
- 動物と人間の間を関係を考えるにあたって、論理や普遍性を求めず、社会的なルールもない
- すべからく経験的であり、その時々々の社会的事情で決められ、なおかつ個人的である
- 法律はあるものの、こうした判断の融通性を残さなければ、法律すら決定できない

また、40年ほど前に出版された『比較文化論の試み（山本七平著）』には、日本人について以下のような指摘がされています。

- 日本人は、自分の考えは真理だと考えている
 - 自分の考え方を歴史的に把握しなおすということをしない
 - 自分の考え方を、ある時代のある文化圏のある考え方と把握しなおしていない
 - それでいて、その人は、自分の考え方は、全地球に通ずる普遍性を持っていると信じてしまうので、あらゆる現象を自分の判断だけでみていく。その判断だけで相手に対することとなり、ときには大変困った状態も現出する
- 日本人は、同情と感情移入が区別できず、相手と自分を混同してしまう。
 - 自分の感情を充足するための行為（感情移入）と、相手に同情することが区別できない

「本の中に例として、京都の下宿屋のおじいさんが、冬に寒そうにしているヒヨコを見てお湯を飲ませたら、みな死んでしまったという話がかかれていました。この本によれば、可哀そうだと思う相手が何を欲しているかを考えてその欲していることをしてあげるのが同情ですが、日本人がやっている行為は、可哀そうな相手を見たときに、その相手ではなく自分がその立場にあると仮定した時に自分がやって欲しいこと、あるいは相手の欲求に関係なく自分がやってあげたいことをしてあげるといことです。これは自分の感情を充足させる行為、悪く言えば、自己満足になります。この本を読んで思ったのは、動物福祉というのはまさに動物が欲していることを科学的に見極めて何かをすることでありますが、ひょっとすると、動物愛護とは自分の感情を充足させるために動物に何かをしてあげるといことなのかもしれません。この本では、自分の考え方を再把握すること、つまり、自分がなぜそう思うのか、問い直さないとだめですよと書かれています。」

もう一冊、『死を思えば生が見える（山折哲雄著）』の中からの紹介がありました。

- 戦後の日本教育ではずーっと、生きる力、生きる力と言ってきた
- ところが、死をどう受け入れるか、死をどう認識するか、死ぬことに関する直観というか、感受性を育ててきていない
- 共生という言葉もそうである。あらゆる分野の人が、人間同士の共生、人間と環境との共生、自然との共生、動物、植物、昆虫たちとの共生…共生、共生と言い続けてきた
- 生き物というのは共に生き、やがて共に死ぬ運命にあるものだと認識しなくてはならない。だから本当に、共生というものを大事にするなら、共死ということも同時に言わなきゃいけない
- 共生共死と言ってはじめて、共に生きることがいかに有り難い、大事なことか、尊いことかがわかるはず
- 死ぬ、殺すという問題を主体的に考える教育の場、社会の場がなくなっている

「戦争でたくさんの死を経験した反省から、戦後の日本社会は生きることばかりを一生懸命教えてきた。死ぬ、殺すという問題を直視せず、生きることばかりを優先する社会を築いてきたからこそ、犬猫の殺処分ゼロに対しても非常にセンシティブになっているのかもしれませんが。日本の戦後のこうした教育の結果でもあるかもしれないなと思っています。」

昨年、九州の小倉で開催されたワンヘルスに関する国際会議では、ノーベル賞を受賞した島津製作所の田中耕一氏が次のように講演されていたそうです。

「田中さんは、西洋と日本では、科学の真理に近づく道筋が違っておっしゃっておいりました。西洋は創造主がお創りくださったすべてを調べつくすべきとして、たとえば全遺伝子を調べるというようなことをしてきました。西洋画の世界がそれをよく象徴していて、西洋画は微妙な影も含めてすべてを書き込むようなスタイルが取られます。一方、日本の場合は、自然は極めて複雑なので、分かった部分を手がかりに仮説に基づいて一歩ずつ解明していくという方法だそうです。日本の浮世絵や鳥獣戯画、マンガなどの世界です。自然や風土の違いがこのような文化を生み出している。西洋画と日本の浮世絵の違いで言えば、西洋画は陰と陽のすべてを、見えないところも含めてその全てを絵に表そうとするのに対して、浮世絵やマンガは必要のある部分、あるいは興味のある部分だけを抽出して大きく描こうとするということではないかと思います。」

日本の縦割り行政の弊害も、このあたりから出てきているのかもしれないと則久さんは言います。

「自分の目の前に見えるもの、所管しているもの、関心のあるものだけを見て何かをやるようとするため、全体を見ることができません。その狭い分野の中では正論であり極めて合理的だけど、全体をみればバランスを欠き、全然合理的とは言えない。こうした傾向は役所だけでなく民間でも同じではないでしょうか。ともすると、動物に対する態度にも、このようなものの捉え方が表れているかもしれません。殺処分ゼロについても同様に、動物を殺すのは反対だとしても、反対することによってどのようなことが起こるのか、という部分は見ようとしない、関心を持とうとしないところがあると思います。田中さんの講演は、私たちが動物愛護について色々考えていくためのヒントになるのではないかと考えながら、お聞きしていました。」

ちなみに田中さんは、この西洋と日本の物の捉え方のどちらが優れているというわけではなく、両方の視点が必要だとお話されていたそうです。

動物愛護と動物福祉の今後

動物愛護管理法の基本指針には、“万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の相違に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない”、“我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要”と書かれています。

「道徳や倫理、そして法律も含まれますが、これらのベースとなる社会的規範としての動物の愛護と管理の考え方の形成が必要と言うことです。これは、法律ができてから 40 数年も経つのに未だに国民共通の考え方がつくられていない、ということを経済の基本指針で指摘しているということになります。そうした社会的規範となりえる考え方を作っていくことが必要だとされているのですが、それには普遍性と客観性、そして我が国の風土や社会の実情を踏まえたものでなくてはならないと記されています。普遍性と客観性の高いものとしては、科学と法律の視点から、風土や社会の実情を踏まえるには、道徳、倫理、生命観、動物観と生活・経済の視点から考えていくことになると思います。」

科学はひとつの価値判断をしてくれるものであり、そのような科学がベースとなっているものがアニマルウェルフェアです。

「これからは、動物愛護とアニマルウェルフェアは相当違うものだということを理解していかななくてはならないでしょう。また、道徳や倫理で対処するものと法律とは違うということへの理解も必要です。道徳や倫理に反ただけでは人を罰することはできないという点です。日本の法律上、動物は権利の客体とされ、物扱いになります。これは明治時代に入ってきた西洋の法思想を取り入れているからです。何度かお話ししましたが、動物愛護管理法の保護法益は、動物を愛護する気風という公序良俗の確保になります。ですので、動物の虐待の禁止や、ペットショップやブリーダーへの規制もこの観点からの規制であり、動物そのものの権利を守るための規制ではありません。動物愛護管理法に対しては、本来ならば道徳や倫理によるべきものを法律で規制して罰しているとの批判をお聞きすることすらあります。」

それでは動物福祉は法律上どう位置付けることができるのでしょうか。

「人間には憲法で保障されている権利があるので、人間の福祉の確保は法律上も明解です。しかし動物は権利を持っていないので、動物福祉の確保がどうしても必要なのか、法的な根拠がはっきりしていないと思っています。ですので、人間の利益と結びつけてそこを説明できなければ、現行憲法下での法制化は難しいのではないかと考えています。EUでの動物福祉は主に産業動物に対してのものであり、消費者保護の要素があります。また、イギリスは動物福祉を最初に制度化した国ですが、日本が国民主権を憲法で規定した国であるのに対して、イギリスは議会主権の国であるといった体制の違いも少なからず影響していると思っています。」

また、基本原則の第2条には愛護的考え方と福祉的考え方の両方が書かれていますが、それをもとにアニマルウェルフェアを考えていくにあたり、次のような課題が挙げられるそうです。

「アニマルウェルフェアの概念がいろいろな解釈のもと日本にも浸透してきています。ただし、正確な理解がないまま普及した場合、社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方の形成や普及に支障をもたらすおそれがあるのではないかと。その歴史、理念、制度、運用などに加えて、その背景となった考え方なども踏まえ、グローバルスタンダードとしてのアニマルウェルフェアについて正確な理解が必要ではないか、その上で、アニマルウェルフェアにかかる課題及び留意点について整理すべきではないかということが、審議会で議論されています。つまり、動物の取扱いについては、それぞれの国の風土や文化的な背景の違いなどを理解せず、法律の条文だけを比較しても意味がないということなのです。」

最後に、人と動物が共生する社会の現実に向けての取り組みについて紹介がありました。

「現在の動物愛護管理行政では、殺処分ゼロや動物虐待防止など、負の状態を解消する取り組みを行っています。ですが、今後、“人と動物が共生する社会”の実現に向けて必要となるのは、まず、どのような社会を目指すのか、将来ビジョンをしっかりと描くことであり、それを描くためには人と動物の関わり方や動物観が如何に多様であるかということを整理することが非常に大事だと思います。また、行政とは人や人間社会のために働くものです。改めて、人間に注目した施策へ転換するために、社会福祉施策と連携した飼い主の福祉の向上、大規模災害への備え、消費者保護的要素の導入や飼い主の意識改革などの取組も必要になるでしょう。特に飼い主の意識改革は重要であり、現在のような、とにかく小さな犬がいいという消費者の文化を変えていかないとなりません。さらには、ペット産業や民間シェルターなどが持続的に発展し、健全経営できる仕組みを確保していくことも必要です。そして、こうしたことを検討する前提としては、正確な情報を共有し、それに基づいて考えていかなくてはなりません。

今日は、人と動物が共生する社会をどう実現していくのかという観点から、それにつながる話をさせていただきましたが、あくまでも本日この時点での個人的な見解、仮説でしかありません。もし、私の話が、本日ご来場の皆様がこうした課題について独自にお考えいただく際のきっかけになれば幸いです。」